

令和2年度

## 第2回教育委員会（定例）

令和2年4月22日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和2年4月22日 午後2時00分～  
場 所 市役所本庁舎4階 401・402会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 令和元年度第14回・第15回、令和2年度第1回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名

番委員 ( 委員)

日程第3 会期の決定 自 令和2年4月22日 至 令和2年 月 日 日間

日程第4 議案

第1号 丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (こども未来課)・・・1頁

日程第5 承認事項

第1号 丹波篠山市スポーツ推進委員の委嘱について (社会教育課)・・・2頁

第2号 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の名称変更について (文化財課)・・・5頁

第3号 篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の名称変更について (文化財課)・・・8頁

日程第6 協議事項

第1号 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業日について (学校教育課)・・・11頁

第2号 丹波篠山市立幼稚園、認定こども園(4・5歳児)の夏季休業日について (こども未来課)・・・12頁

日程第7 報告事項

1 寄附採納について (教育総務課)・・・14頁

2 後援名義の承認について (教育総務課)・・・15頁

3 令和元年度丹波篠山市学校運営協議会の総括について (教育研究所)・・・17頁

4 令和元年度学校評価報告書について (学校教育課)・・・18頁

5 令和元年度幼稚園・こども園学校評価報告書について (こども未来課)・・・19頁

6 小中学校児童生徒の問題行動等について (学校教育課)・・・20頁

7 令和2年度4月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・23頁

8 令和元年度学校給食異物混入状況について (学校給食センター)・・・24頁

9 緊急事態宣言発令に伴う学校園臨時休業について (教育総務課)・・・27頁

10 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務実施要領の策定について (学校教育課)・・・28頁

11 教育長報告 ・・・37頁

《今後の定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和2年5月27日(水)14:00～ 場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

## 議案第1号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第1号

丹波篠山市スポーツ推進委員の委嘱について

丹波篠山市スポーツ推進委員の委嘱について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

《以下次頁》

## 専 決 処 分 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、丹波篠山市スポーツ推進委員の委嘱について専決処分した。

理由：令和2年度第1回スポーツ推進委員会の開催日程を調整した結果、4月21日に開催することになり、同日、委嘱状を交付するにあたり、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処分とした。

令和2年4月7日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《推進委員一覧次頁》

丹波篠山市スポーツ推進委員 一覧

No	氏 名	所 属 等
1	穴瀬 美穂	スポーツクラブ21 ささやま
2	石田万寿夫	丹波篠山市陸上競技協会役員
3	稲井 順子	スポーツクラブ21 後川副会長
4	入江 寛子	スポーツクラブ21 ささやま運営委員
5	木村 如宏	丹波篠山市陸上競技協会理事長
6	後藤 淳史	今田体育振興会常任委員
7	澤 光吉	元多紀体育振興会会長、元スポーツクラブ21 むらくも会長
8	武田美登利	ホッケー競技
9	遠山 明彦	元城東少年野球団指導者、元軟式野球協会審判員
10	西井 正樹	小学校教諭保健体育指導経験者
11	藤原 充弘	丹波篠山市陸上競技協会所属
12	藤原 陽子	スポーツクラブ21 古市運営委員
13	向井 克仁	スポーツクラブ21 にしき運営委員
14	安原由美子	看護師資格所有、ソフトバレーボール
15	雪岡 達也	スポーツクラブ21 おおやま会長

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

承認第2号

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の名称変更について

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

## 専 決 処 分 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年丹波篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処分した。

理由：市名変更に伴い、伝統的建造物群保存地区名称変更の必要が生じた為、令和2年3月13日に開催された丹波篠山市都市計画審議会を経て伝統的建造物群保存地区の名称変更が決定された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第19号の規定により議決事項となっているが、篠山都市計画伝統的建造物群保存地区の名称変更告示と合わせて告示を行う必要があったことから、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処分とした。

令和2年3月30日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《変更の詳細については次頁》



丹波篠山市教育委員会告示 第4号

伝統的建造物群保存地区の名称変更に伴い、篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の名称を次のように変更する。

令和2年3月30日

丹波篠山市教育委員会

記

1 保存計画の名称

丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画

承認第3号

篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の名称変更について

篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

## 専 決 処 分 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年丹波篠山市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処分した。

理由：市名変更に伴い、伝統的建造物群保存地区名称変更の必要が生じた為、令和2年3月13日に開催された丹波篠山市都市計画審議会を経て伝統的建造物群保存地区の名称変更が決定された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第19号の規定により議決事項となっているが、篠山都市計画伝統的建造物群保存地区の名称変更告示と合わせて告示を行う必要があったことから、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処分とした。

令和2年3月30日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《変更の詳細については次頁》

丹波篠山市教育委員会告示 第5号

伝統的建造物群保存地区の名称変更に伴い、篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の名称を次のように変更する。

令和2年3月30日

丹波篠山市教育委員会

記

1 保存計画の名称

丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画

## 協議第1号

### 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業日について

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校の夏季休業日について、教育委員会の協議を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

### ○丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則

(休業日等)

第2条 授業（保育を含む。以下同じ。）を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 春季休業日 3月25日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
- (6) 前各号に定めるもののほか、丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した日又は校長が教育上特に必要と認め、あらかじめ委員会の承認を得た日

(休業日、授業日等の変更)

第3条 校長（園長を含む。以下同じ。）は教育上の必要のため、前条第3号から第5号までの規定によりがたいときは、委員会の承認を得て、その期日を変更し、又はそれぞれの休業日を通算した日数の範囲内において、休業日の期間を変更することができる。

- 2 校長は、教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは委員会の承認を得て休業日に授業を行い、授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学習発表会、保護者参観日等の恒例の学校行事を行う場合には、委員会に届け出るものとする。

## 協議第2号

丹波篠山市立幼稚園、認定こども園（4．5歳児）の夏季休業日について

丹波篠山市立幼稚園、認定こども園（4．5歳児）の夏季休業日について、教育委員会の協議を求める。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

○丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則  
(休業日等)

第2条 授業（保育を含む。以下同じ。）を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 春季休業日 3月25日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
- (6) 前各号に定めるもののほか、丹波篠山市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した日又は校長が教育上特に必要と認め、あらかじめ委員会の承認を得た日

(休業日、授業日等の変更)

第3条 校長（園長を含む。以下同じ。）は教育上の必要のため、前条第3号から第5号までの規定によりがたいときは、委員会の承認を得て、その期日を変更し、又はそれぞれの休業日を通算した日数の範囲内において、休業日の期間を変更することができる。

2 校長は、教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは委員会の承認を得て休業日に授業を行い、授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、学習発表会、保護者参観日等の恒例の学校行事を行う場合には、委員会に届け出るものとする。

(幼稚園特例)

第32条 第2条第3号の規定を次のとおりとする。

春季休業日 3月20日から4月9日まで

○丹波篠山市立認定こども園規則

(休所日)

第3条 条例第3条に規定する事業を実施しない日（以下「休所日」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 第2条第1号に規定する教育については、前項各号に掲げる日のほか、次に掲げる日においても行わない。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日（7月21日から8月31日までをいう。）
- (3) 冬季休業日（12月25日から1月6日までをいう。）
- (4) 春季休業日（3月20日から4月9日までをいう。）

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、休所日を変更することができる。

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	手作りケーキのお店アリス 代表 大江 與吏子	SS サイズ 衛生手袋	2,000 枚	10,000 円	児童・生徒が給食 や掃除のときに使 用のため
2	日本マクドナルド株式会社 コミュニケーション&CR本部 CSR部 総括マネージャー高崎 明美	安全笛	350 個	-	令和2年度小学校 新1年生に配布 し、登下校時の防 犯に活用のため
3	丹波ささやま農業協同組合 丹波ささやま農協 J A 女性会 代表 岡部 恵	ちゃぐりん 4月号	22 冊	12,672 円	コロナウイルスの 影響で学童に通っ ている子ども達が 楽しく過ごせるよ うに
4	赤井 君江	稲畑人形 楠木正成 源義経 熊金時 和唐内	各一体	-	武家屋敷安間家史 料館において展示 公開のため
5	一般社団法人 丹波篠山青年会議所 理事長 遠山 雅治	交通安全旗	36 本	35,892 円	丹波篠山市内の小 学生の交通安全に 活用（通学時に使 用）のため
6	中兵庫信用金庫 役職員一同	現金 404,900 円	-	404,900 円	地域社会を担って いく子どもたちの 育成に関する資金 として



報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

	名称	実施日	団体	場所
1	丹南ライオンズクラブ設立50周年記念映画「森の学校」上映会	令和2年4月12日 (延期) (変更後)令和2年6月12日→(中止)	丹南ライオンズクラブ 会長 長澤 洋一郎	四季の森生涯学習センター
2	第9回 TOSS 全国1000会場教え方セミナーin 丹波篠山	令和2年4月4日 (中止)	篠山教育サークル TOSS 大好き 代表 川原 雅樹	丹南健康福祉センター
3	第33回丹波の森ウッドクラフト展(木のおもちゃ大賞展)	令和2年7月1日～11月8日	丹波の森ウッドクラフト展実行委員会 委員長 渋谷 寿	兵庫県立丹波年輪の里
4	丹波篠山妻入マルシェ	令和2年10月31日、11月1日、11月3日	丹波篠山妻入マルシェ実行委員会 実行委員長 森本 好和	河原町妻入商家群通り周辺
5	第74回兵庫県民体育大会	令和2年4月1日～令和3年3月31日	兵庫県教育委員会 教育長 西上 三鶴	県下22市町、県外5市町
6	2020 どんぐりっこあつまれ「人と自然共存・共生の森づくり」	令和2年4月25日～令和3年3月6日 (全27回)	NPO法人 北播磨生活応援団 理事長 内橋 欣司	どんぐりっ子の森
7	第40回「全国中学生人権作文コンテスト」兵庫県大会丹波地域(丹波・丹波篠山市)予選	令和2年6月上旬～令和2年12月10日	①柏原人権擁護委員委員協議会 会長 井本 健二郎 ②神戸地方法務局柏原支局支局長 細見 勉	①丹波篠山市内の各中学校 ②神戸地方法務局柏原支局管内

	名称	実施日	団体	場所
8	第55回兵庫県スポーツ祭典	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日	新日本スポーツ連盟兵庫理事 長 和田 利男	兵庫県下各地
9	ふれあいの祭典ひょうご演劇祭 〈劇団道化座子どもと親の劇場〉「うんとこどっこいネズミ」	令和2年10月11日	一般社団法人劇団道化座代表理事 渡邊 晶子	四季の森生涯学習センター西館・多目的ホール
10	令和2年度丹波の森子どもミュージカル体験塾	令和2年7月25日～ 10月18日	(公財)兵庫丹波の森協会 丹波の森公苑公苑長 角野幸博	丹波の森公苑
11	第67回兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会	令和2年7月25日	丹波地区人権・同和教育研究協議会会長 大西 誠	四季の森生涯学習センターほか

### 報告 3

令和元年度丹波篠山市学校運営協議会の総括について

令和元年度丹波篠山市学校運営協議会の総括について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下別冊1》

## 報告 4

### 令和元年度学校評価報告書について

令和元年度学校評価報告書について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下別冊2》

報告 5

令和元年度幼稚園・こども園評価報告書について

令和元年度幼稚園・こども園評価報告書について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下別冊3》

## 報告 6

### 小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 2 年 4 月 22 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下次頁》

# 平成30・令和元年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和2年3月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	生徒間暴力	学校内	H30			2			1	3	1	1				8	
			H31						1	8	2	1	1			13	
		学校外	H30					1									1
			H31														
	対人暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	器物損壊		H30														
			H31														
恐 喝		H30															
		H31															
窃盗・万引き等		H30				1										1	
		H31			1											1	
その他(強盗・放火等)		H30															
		H31															
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	H30														
			H31														
		家 出	H30														
			H31														
	無断外泊	H30															
		H31															
	金品持ち出し	H30															
		H31															
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	H30														
			H31														
		飲 酒	H30														
			H31														
	喫 煙	H30															
		H31															
	薬物乱用	H30															
		H31															
	粗暴	けんか	H30														
			H31														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		H30		1												1	
		H31															
無免許運転		H30															
		H31															
いじめ		H30		4	4	6		4	4	11	3	4	24	2	66		
		H31	1	1	18	2	1	1	9	8	2	1	2	1	47		
合 計		H30		5	6	7	1	5	7	12	4	4	24	2	77		
		H31	1	2	18	2	1	2	17	10	3	2	2	1	61		

不登校	H30児童数	H30		2	2	2	2	4	4	5	6	7	8	11
	2002			0.10%	0.10%	0.10%	0.10%	0.20%	0.20%	0.25%	0.30%	0.35%	0.40%	0.55%
	H31児童数	H31			1	3	3	5	7	11	12	13	13	13
	2005				0.05%	0.15%	0.15%	0.25%	0.35%	0.55%	0.60%	0.65%	0.65%	0.65%

# 平成30・令和元年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和2年3月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	H30	1					1	4	1					7	
			H31			1	1									2	
		学校外	H30														
			H31														
	生徒間暴力	学校内	H30	1	2	1	1			1	8	1		1	4	20	
			H31	2	6	2	4		1		3			3		21	
		学校外	H30														
			H31														
	対人暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	器物損壊		H30									2				2	
			H31						1	1		1		3		6	
恐 喝		H30															
		H31															
窃盗・万引き等		H30		1					1						2		
		H31															
その他(強盗・放火等)		H30															
		H31															
ぐ 犯 不良行為	深夜はいかい	H30															
		H31															
	家 出	H30			1	1			1				2			5	
		H31									1					1	
	無断外泊	H30															
		H31															
	金品持ち出し	H30															
		H31															
	不健全性的行為	H30															
		H31								1						1	
	飲 酒	H30															
		H31															
	喫 煙	H30	1	1												2	
		H31									1					1	
薬物乱用	H30																
	H31																
粗暴	けんか	H30	1		1									1	3		
		H31								1	1				2		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		H30	18	19	19	16		9	18	18	20	19	11	15	182		
		H31	11	17	14	12	2	21	22	14	5	8	1		127		
無免許運転		H30															
		H31															
いじめ		H30		2	4	1			3	2		2	2		16		
		H31	1	2	4	4		4			2		1		18		
合 計		H30	22	25	26	19		11	23	32	24	23	14	20	239		
		H31	14	25	21	21	2	27	24	20	9	8	8		179		

不登校	H30生徒数	H30		4	16	18	18	23	29	34	35	37	42	44
	983			0.41%	1.63%	1.83%	1.83%	2.34%	2.95%	3.46%	3.56%	3.76%	4.27%	4.48%
H31生徒数	H31		4	8	10	10	15	22	29	34	38	44	44	
	982			0.41%	0.81%	1.02%	1.02%	1.53%	2.24%	2.95%	3.46%	3.87%	4.48%	4.48%



報告 7

令和 2 年度 4 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 2 年度 4 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 2 年 4 月 2 2 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊 4》

報告 8

令和元年度学校給食異物混入状況について

令和元年度学校給食異物混入状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

# 令和元年度 第3学期 学校給食異物混入状況

(期間:令和2年1月8日～3月2日)

## 1. 異物の分類による内訳

(単位:件)

施設名		東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合 計
区分	危険異物	0	0	0
	分類2 非危険異物	0	3	3
	合 計	0	3	3

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

		東 部	西 部	合 計
実施日数		36	36	—
提供品目食数	米飯	50,632	57,353	107,985
	パン	14,509	16,141	30,650
	牛乳	64,706	70,110	134,816
	おかず	194,154	217,931	412,085
	デザート	23,116	25,948	49,064
合 計		347,117	387,483	734,600

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

## 2. 異物の種類並びに混入箇所

### < 東部学校給食センター >

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	小 計
	種類							
危険異物		金属類等	-	-	-	-	-	0
非危険異物		毛 髪	-	-	-	-	-	0
		合成物質 (繊維片等)	-	-	-	-	-	0
		自 然 界 (食物の殻等)	-	-	-	-	-	0
		虫	-	-	-	-	-	0
小 計			0	0	0	0	0	0

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00000%

### < 西部学校給食センター >

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	小 計
	種類							
危険異物		金属類等	-	-	-	-	-	0
非危険異物		毛 髪	1	-	-	-	-	1
		合成物質 (繊維片等)	-	-	-	1	1	2
		自 然 界 (食物の殻等)	-	-	-	-	-	0
		虫	-	-	-	-	-	0
小 計			1	0	0	1	1	3

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00077%

### < 東部・西部学校給食センター合計 >

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	合 計
	種類							
危険異物		金属類等	-	-	-	-	-	0
非危険異物		毛 髪	1	-	-	-	-	1
		合成物質 (繊維片等)	-	-	-	1	1	2
		自 然 界 (食物の殻等)	-	-	-	-	-	0
		虫	-	-	-	-	-	0
合 計			1	0	0	1	1	3

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00041%

令和元年度 第1～3学期累計 学校給食異物混入状況 (期間:平成31年4月9日～令和2年3月2日)

1. 異物の分類による内訳

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

※ ( )内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

施設名		東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合 計
区分	危険異物	1 (1)	-	1 (1)
区分	非危険異物	5 (3)	5 (1)	10 (4)
合 計		6 (4)	5 (1)	11 (5)

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

混入件数  
前年度同期比  
1件増

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

		東 部	西 部	合 計
実施日数		177	177	-
提供品目食数	米飯	247,384	275,480	522,864
	パン	68,078	78,725	146,803
	牛乳	311,128	346,238	657,366
	おかず	873,397	1,044,946	1,918,343
	デザート	107,585	116,555	224,140
合 計		1,607,572	1,861,944	3,469,516

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2. 異物の種類並びに混入箇所

<東部学校給食センター> ※ ( )内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		- (2)	-	-	-	1 (-)	1 (2)
非危険異物	毛 髪		1 (-)	-	-	- (1)	-	1 (1)
	合成物質 (繊維片等)		2 (-)	-	-	-	- (1)	2 (1)
	自然 界 (食物の殻等)		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
	虫		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
小 計			3 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (1)	6 (4)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00037%  
混入件数 前年度同期比→ 1件増

<西部学校給食センター> ※ ( )内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	小 計
	種類							
危険異物	金属類等		-	-	-	-	-	0 (0)
非危険異物	毛 髪		1	-	-	-	- (1)	1 (1)
	合成物質 (繊維片等)		-	-	-	1	1	2 (0)
	自然 界 (食物の殻等)		-	-	2 (-)	-	-	2 (0)
	虫		-	-	-	-	-	0 (0)
小 計			1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	5 (1)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00027%  
混入件数 前年度同期比→ 4件増

<東部・西部学校給食センター合計> ※ ( )内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不 明	合 計
	種類							
危険異物	金属類等		- (2)	-	-	-	1 (-)	1 (2)
非危険異物	毛 髪		2 (-)	-	-	- (1)	- (1)	2 (2)
	合成物質 (繊維片等)		2 (-)	-	-	1	1 (1)	4 (1)
	自然 界 (食物の殻等)		- (-)	-	3 (-)	-	-	3 (0)
	虫		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
合 計			4 (2)	0 (0)	4 (0)	1 (1)	2 (2)	11 (5)

提供品目食数合計に対する混入率→ 0.00032%  
混入件数 前年度同期比→ 1件増

## 報告 9

### 緊急事態宣言発令に伴う学校園臨時休業について

緊急事態宣言発令に伴う学校園臨時休業について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修 哉

### 緊急事態宣言発令に伴う学校園臨時休業について

4月7日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態が宣言されたことに伴い、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規程により、下記のとおり臨時休業とする。

- 1 小学校、中学校、特別支援学校の臨時休業  
4月9日（木）から5月6日（水）までを臨時休業とする。
- 2 幼稚園、認定こども園（4．5歳児のみ）  
4月10日（金）から5月6日（水）までを臨時休業とする。

## 報告 10

### 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務実施要領の策定について

緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務実施要領の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年4月22日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川 修哉

《以下次頁》

## 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務実施要領

丹波篠山市教育委員会

### 1 趣旨

この要領は、緊急事態宣言が発令された中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教職員の在宅勤務に関して必要な事項を定める。

### 2 対象職員

丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校に勤務する県費負担教職員（臨時的任用教職員（代替も含む）、任期付任用教職員、会計年度任用職員も含む）を対象とする。

### 3 在宅勤務が可能な期間

緊急事態宣言が発令されている期間とする。

### 4 実施単位及び実施回数

- (1) 在宅勤務は、1日単位で行うものとする。
- (2) 在宅勤務は、原則週当たり4日を上限として行う。

### 5 在宅勤務できる業務

- (1) 教員  
臨時休業中の児童生徒への課題作成、学習支援など教育活動に関すること。
- (2) 教員以外の職員  
業務に関連のある法令等の知識の習得や、業務改善案の検討などに関すること。

### 6 在宅勤務を行うときの手続

- (1) 承認権者  
在宅勤務の承認は、承認を受けようとする教職員（以下「希望教職員」という。）の所属校長（以下「校長」という。）が行う。
- (2) 申請及び承認  
ア 希望教職員は、あらかじめ校長に在宅勤務を行おうとする日時及び勤務内容等を在宅勤務計画書（様式1）で提出する。  
イ 校長は、学校運営に支障が生じる恐れがないと認める場合は、在宅勤務を承認する。
- (3) 在宅勤務の開始・終了報告  
ア 在宅勤務の承認を受け、実際に在宅勤務を行う教職員（以下「実施教職員」という。）は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、管理職に、勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。  
イ 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、学校に勤務復帰後3日以内に勤務の実績を在宅勤務報告書（様式2）にて校長に報告する。校長は必要に応じて実施教職員に勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

#### (4) 勤務遂行状況の把握

管理職は、必要がある都度、電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

### 7 服務等

#### (1) 勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、所属校で勤務する日と同様とする。

#### (2) 職務専念義務

実施教職員は、勤務時間内においては、職務に専念するものとする。

#### (3) 時間外勤務

校長は、実施教職員に対して、原則として時間外勤務を命じないこととする。

#### (4) 出勤管理

実施教職員の出勤簿の押印欄の整理は、「在宅」とする。出勤簿の各月及び年間の整理にあたっては、整理欄のうち空白欄に「在宅勤務」と表示した欄を設けるとともに、「在宅」により整理されている日の数を記載する。

#### (5) 電話の取次ぎ

ア 実施教職員あてに電話連絡があった場合は、所属の教職員は実施教職員に取り次ぐこととする。

イ 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行う。

### 8 環境整備

#### (1) 勤務場所の環境整備

ア 実施教職員は、自宅において私的な空間と勤務を行う空間を区分する等、勤務の円滑な遂行に必要な環境を確保する。

イ 勤務場所の安全衛生管理については、実施教職員が自己の責任をもってあたることとする。

#### (2) 情報セキュリティ対策

ア 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

イ 実施教職員は、生徒の成績・答案や個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、管理職の許可を得なければならない。

#### (3) 在宅勤務に必要な経費等

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

ア 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用

イ 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費

ウ 勤務場所の環境整備に要する費用

エ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金

オ その他、市が負担することが適当でない費用



【様式1】

令和2年 月 日

在宅勤務計画書

丹波篠山市立 学校長 様

在宅勤務を以下のとおり、申請します。

職 名 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

日	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
在宅						/	/						/	/			/			/	/	/	/	/
【備考】																								

※在宅勤務を申請する日には○を記入してください。

月 日	計 画 内 容
月 日 ~ 月 日	
月 日 ~ 月 日	

連絡方法	【自宅電話番号】
	【携帯電話番号】
	【メールアドレス】

※必ず1つは連絡の取れる連絡先を記入してください。

【様式2】

令和2年 月 日

在宅勤務報告書

丹波篠山市立 学校長 様

在宅勤務を以下のとおり、報告します。

職 名 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

日	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
在宅						/	/						/	/			/			/	/	/	/	/
【備考】																								

※在宅勤務をした日には○を記入してください。

月 日	報 告 内 容
月 日 ～ 月 日	
月 日 ～ 月 日	

※記入しきれない場合は、別紙を追加してください。

## 緊急事態宣言下における教職員の在宅勤務制度 Q & A

### 【目的】

Q 1 在宅勤務を導入する目的は？ ..... 2

### 【対象者】

Q 2 在宅勤務を行うことのできる教職員は？ ..... 2

### 【サービス】

Q 3 在宅勤務時の勤務時間、休憩時間はどうなりますか？ ..... 2

Q 4 在宅勤務中のサービス管理、業務遂行状況の把握はどのように行うのですか？ ..... 2

Q 5 在宅勤務で時間外勤務を行うことができますか？ ..... 2

Q 6 在宅勤務中に家事や私用を行っても良いですか？ ..... 2

Q 7 在宅勤務中に外出しても良いですか？ ..... 2

### 【実施方法】

Q 8 1日のうち一部について在宅勤務を行うことは可能ですか？ ..... 3

Q 9 在宅勤務を毎日行うことはできますか？ ..... 3

### 【手続き】

Q 10 在宅勤務を行うには、どのような手続きが必要ですか？ ..... 3

Q 11 承認が受けられるのはどのような場合ですか？ ..... 3

### 【在宅勤務で行う業務】

Q 12 在宅勤務ではどのような業務ができますか？ ..... 3

### 【環境整備、費用負担】

Q 13 自宅の環境整備において、どのような点に注意すれば良いですか？ ..... 4

Q 14 実施教職員が負担する経費にはどのようなものがありますか？ ..... 4

Q 15 携帯電話使い分けサービスを利用するには、どのような手続きが必要ですか？ ..... 4

Q 16 在宅勤務中の実施教職員あてに学校に電話があった場合はどうすれば良いですか？ ..... 4

### 【給与・手当】

Q 17 在宅勤務時に給与は支給されますか？ ..... 4

### 【情報セキュリティ】

Q 18 自宅に書類やデータを持ち帰って良いですか？ ..... 4

## 【目的】

Q 1 在宅勤務を導入する目的は？

A 1 緊急事態宣言の発令にともない、学校から感染者を出さないため、教職員を学校へ出勤させず、在宅勤務を可能とすることで、新型コロナウイルス感染拡大を防止することを目的とします。特に妊娠している者等、感染した場合の重症化リスクが高い者については配慮することとします。  
あくまで、今回の緊急時のみの対応です。

## 【対象者】

Q 2 在宅勤務を行うことのできる教職員は？

A 2 丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校に勤務する管理職を含めた県費負担教職員を対象とします（臨時的任用教職員（代替を含む）、任期付任用教職員、会計年度任用職員も含む）。

## 【服務】

Q 3 在宅勤務時の勤務時間、休憩時間はどうなりますか？

A 3 各学校で定められている通常の勤務時間と同様です。育児短時間勤務等、別に勤務時間を定めている場合は、その定めた勤務時間によります。

Q 4 在宅勤務中の服務管理、業務遂行状況の把握はどのように行うのですか？

A 4 教職員は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時と終了時に、管理職に電子メールや電話等で、勤務開始及び終了の報告を行います。  
勤務時間中は、必要に応じて電子メールや電話等により学校と連絡を取り合い、指示を受けたり、報告をするなどしてください。

Q 5 在宅勤務で時間外勤務を行うことができますか？

A 5 原則として時間外勤務は命じないこととします。

Q 6 在宅勤務中に家事や私用を行っても良いですか？

A 6 勤務時間中は職務専念義務があるため、認められません。  
ただし、配達を受け取りなど、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為については、この限りではありません。

Q 7 在宅勤務中に外出しても良いですか？

A 7 休憩時間を除く勤務時間中に私用で外出する場合は、年次休暇等を取得してください。

## 【実施方法】

Q 8 1日のうち一部について在宅勤務を行うことは可能ですか？

A 8 在宅勤務の実施単位は1日です。ただし、育児短時間勤務教職員や会計年度任用職員などで、1日の勤務時間が7時間45分未満であっても1日としてカウントしてください。

Q 9 在宅勤務を毎日行うことはできますか？

A 9 原則として在宅勤務は、週あたり4日を上限に行うことができます。

ただし、学校運営に支障が生じない範囲内での出勤の調整を校長に依頼します。その際、妊娠している者等、感染した場合の重症化リスクが高い者については、週あたり4日の上限にとらわれず、在宅勤務を優先します。また、今回の感染症対策に伴う臨時休校等により子の世話をを行う必要がある教職員については、特別休暇の取得を優先してください。

## 【手続き】

Q 10 在宅勤務を行うには、どのような手続きが必要ですか？

A 10 希望教職員は、在宅勤務計画書(様式1)に在宅勤務を行おうとする日時や勤務内容等を記入し、校長に提出します。

また、在宅勤務が終了した場合、在宅勤務の実績を記入した在宅勤務報告書(様式2)を、学校での勤務に復帰した後3日以内に校長に提出します。校長は、必要に応じて在宅勤務の実施が確認できる成果物の提出を求めることができます。

Q 11 承認が受けられるのはどのような場合ですか？

A 11 様式1により提出された勤務内容が適切であり、かつ当該日時に在宅勤務を行うことで学校運営に支障が生じるおそれがない場合に限りです。

## 【在宅勤務で行う業務】

Q 12 在宅勤務ではどのような業務ができますか？

A 12

(教員)

今回の臨時休校により登校できない児童生徒への課題作成、学習支援など教育活動に関することとし、専門性を高めるための研究に関することとします。

(教員以外の職員)

業務に関連のある法令等の知識の習得や、業務改善案の検討などに関することとします。

## 【環境整備、費用負担】

Q13 自宅の環境整備において、どのような点に注意すれば良いですか？

A13 在宅勤務の場合であっても、公務に起因すると認められる災害については、公務災害補償が適用されます。在宅勤務にあたっては、私的な時間・空間と業務を行う時間・空間を明確に区分し、業務の円滑な遂行に必要な空間及び環境の確保に努めてください。

また、勤務場所の衛生管理については、実施教職員の自己責任で行ってください。

Q14 実施教職員が負担する経費にはどのようなものがありますか？

A14 実施教職員が負担することが必要な経費については、次のものが考えられます。

- ① 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用
- ② 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- ③ 勤務場所の環境整備に要する費用
- ④ 在宅勤務時の通信に教職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金

Q15 携帯電話使い分けサービスを利用するには、どのような手続きが必要ですか？

A15 携帯電話使い分けサービスは、出張中に教職員が個人で所有する携帯電話を使って業務上の通話をした際、その分の利用料金を兵庫県が負担することができるもので、在宅勤務は自宅への出張と解釈し、在宅勤務時の連絡手段として有効です。学校に申し出ることで、利用が開始できます。

Q16 在宅勤務中の実施教職員あてに学校に電話があった場合はどうすれば良いですか？

A16 学校にいるときと同様、在宅勤務中も基本的に電話には応対する必要があります。ただし、実施教職員の同意があったとしても、相手先に教職員個人の自宅電話や携帯電話等の番号を伝えるべきではありません。

この場合、学校で電話を受けた教職員は、対応できることについては回答することとし、実施教職員が対応する必要がある場合は、在宅勤務中の実施教職員に電話をし、状況等を確認の上、校内と連携をとりながら対応してください。

なお、緊急の場合を除き実施教職員個人の携帯電話等から生徒個人の携帯電話等への連絡（メールを含む）は避けてください。

## 【給与・手当】

Q17 在宅勤務時に給与は支給されますか？

A17 支給されます。給与が減額されることはありませんので、学校における勤務と同様に業務に従事することが必要です。

## 【情報セキュリティ等】

Q18 自宅に書類やデータを持ち帰って良いですか？

A18 生徒の答案や個人情報が含まれる書類及びデータを持ち出すことは禁止します。ただし、それ以外で持ち出すものがある場合は、管理職の許可を得てください。また、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければなりません。

報告 1 1 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
					3/13 10:00 定例校長会 (2-301、2-302 会議室) 【中止】	3/14 10:00 湊川短期大学学位記授与式 (湊川短期大学体育館) 【中止】
3/15	3/16 10:00 兵教大有山教授・伊藤先生来庁(教育長室) 13:00 丹波新聞森田記者来庁(教育長室)	3/17 8:30 政策会議(応接室) 9:30 第4回新型コロナウイルス感染症対策警戒本部会議(応接室) 11:30 予算決算委員会 16:00 所属長会 (2-303)	3/18 9:30 弥生会議(4日目)	3/19 9:30 古市幼稚園卒園式(古市幼稚園) 13:30 弥生会議(5日目) 17:30 第5回新型コロナウイルス感染症対策警戒本部会議(応接室)	3/20 春分の日	3/21

3/22	<p>3/23</p> <p>10:00 西紀南小学校卒業式（西紀南小）</p> <p>13:30 青年会議所交通安全旗寄贈式（応接室）</p> <p>14:00 臨時校長会</p> <p>15:00-16:30 丹波篠山市防災会議・国民保護協議会（市民センター）</p>	<p>3/24</p> <p>8:30 政策会議（応接室）</p> <p>10:00 篠山養護学校幼・小・中学部卒業式</p> <p>12:00-13:00 篠山庁舎さいならコンサート（篠山庁舎）</p> <p>15:30-17:00 臨時教育委員会議案検討会（相談室）</p>	<p>3/25</p> <p>9:00-10:00 例規審査会（本庁301）【中止】</p> <p>13:30 松笠校長来庁（教育長室）</p> <p>16:00 所属長会（本庁301）</p>	<p>3/26</p> <p>9:30 弥生会議（6日目）</p>	<p>3/27</p> <p>13:30 臨時教育委員会（2-301.302）</p> <p>15:00 総合教育会議に向けての事前学習会（2-301.302）</p> <p>17:00 総合教育会議（2-301.302）</p>	<p>3/28</p> <p>10:00 大芋活性化委員会15周年記念式典、泊まれる学校「おくも村」開村式（旧大芋小学校）</p>
------	--	---	---	-----------------------------------	---	---



<p>3/29 10:00 丹波 篠山市B &amp; G海洋セン ター体育館 リニューアル 式典</p>	<p>3/30 8:30 政策 会議（応接 室） 10:00 大和 氏来庁（教 育長室） 11:00 杉谷 所長来庁 （教育長 室） 13:00 酒井 雅和氏来庁 （教育長 室）</p>	<p>3/31 8:30 退職 者辞令交付 式 （2-301. 30 2） 10:30 令和 元年度退職 教職員辞令 交付式及び 感謝状贈呈 式（篠山庁 舎） 13:30 普通 退職者辞令 交付式 （2-301・ 302） 16:15 所属 長会 （2-303） 16:30 退職 ・転出者送 る会 （2-301, 30 2） 17:10 全体 写真撮影 （田園交響 ホール） 17:30 退職 者お別れ会 （交響ホー ル）</p>	<p>4/1 8:05 市辞 令交付式 （2-301・ 302） 9:00 新規 採用職員辞 令交付式 （2-301・ 302） 9:45 教育 委員会辞令 交付式 （2-301・ 302） 10:30（県） 一般教職員 辞令交付式 （2-301・ 302） 17:30 新規 採用職員対 面式（市民 ホール）</p>	<p>4/2 9:15 丹波 教育事務所 長来庁（教 育長室） 10:00 安全 なまちづく りのための 見守り活動 協定式（応 接室） 13:30 篠山 産業高校校 長学校長来 庁 15:00 丹波 市教育委員 会幹部職員 来庁 16:00 臨時 職員との顔 合わせ（応 接室） 17:30 第6 回新型コロ ナウイルス 感染症対策 警戒本部会 議（応接室）</p>	<p>4/3 9:25 丹 波市教育 委員会訪 問 15:30 中 学校長会 （西紀 中）</p>	<p>4/4</p>
---	---	--	---	--	---	------------

4/5	<p>4/6 10:00 交通安全啓発活動（篠山警察署）【中止】 13:00 渡辺議員来庁（応接室） 15:00 神戸地方法務局柏原支局長交代のあいさつ（応接室） 19:00 臨時教育委員会（2-301. 302）</p>	<p>4/7 8:30 部長会・政策会議（応接室） 10:00 善行者表彰審議会（401 会議室） 13:15 丹波教育事務所・篠山警察署訪問→中止 15:00 代表校園長会（2-303） 16:30 第7回新型コロナウイルス感染症対策警戒本部会議（301） 18:00 臨時校園長会（401）</p>	<p>4/8 9:00 第1回新型コロナウイルス対策本部会議（301） 9:30 城東小学校入学式【出席辞退】 12:30 味間児童クラブ等訪問（6箇所） 13:00 篠山鳳鳴高等学校入学式（鳳鳴高校体育館）【来賓辞退】 13:00 丹波教育事務所教育支援チーム来庁（教育長室・教育研究所）</p>	<p>4/9 8:00 小学校、保育園等状況確認（11小、2園） 9:00 篠山東中学校入学式【出席辞退】 14:00 令和2年度主要事業の教育長ヒアリング（エレ横） 16:00 所属長会（2-303）</p>	<p>4/10 8:00 小学校、保育園等状況確認（3小、3園） 10:00 篠山養護学校高等部入学式【出席自粛】 13:00 【欠席】小学校長会4月定例会（篠山小） 14:00 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（301）</p>	<p>4/11 13:00 【中止】第47回篠山春日能</p>
-----	---	---	---	---	--	-------------------------------------

<p>4/12 9:00【中止】 丹南ライオンズクラブ 発足 50 周年記念式典 (四季の森生涯学習センター)</p>	<p>4/13 9:00【4月】 定例教育委員会議案検討会 (2-303) 13:30 市町組合教育委員会教育長会議【中止】 15:00 第3回新型コロナウイルス対策本部会議 (301)</p>	<p>4/14 9:00 令和2年度主要事業の教育長ヒアリング(エレ横) 16:00 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (301)</p>	<p>4/15 8:30 政策会議 (301) 13:00 定例校長会 (丹南健康福祉センター) 14:15 令和2年度丹波地区小学校長会総会並びに研修会 (山南住民センター) 【中止】 16:00 臨時例規審査会 (301)</p>	<p>4/16 9:00 主要事業計画の市長ヒアリング (応接室) ① 13:00 主要事業計画の市長ヒアリング (応接室) ① 13:30 学校厚生会所長来庁 (教育長室) 【辞退】 14:30 スポーツセンター指定管理者挨拶 (教育長室) 【辞退】 16:00 所属長会 (2-303)</p>	<p>4/17 9:30 臨時議会 14:00 市史編さん面談 (応接室)</p>	<p>4/18 15:00 “ラ・ボエーム” ハイライトコンサート (田園交響ホール) 【中止】</p>
---	---	--	---	---	---	--

4/19	<p>4/20</p> <p>9:00 主要事業計画の市長ヒアリング（応接室）③</p>	<p>4/21</p> <p>8:30 政策会議（応接室）</p> <p>9:00 主要事業計画の市長ヒアリング（応接室）④</p> <p>10:15 6月補正予算教育長ヒアリング（エレ横）【学校教育課分】</p> <p>13:00 6月補正予算教育長ヒアリング（エレ横）</p> <p>16:00 所属長会（2-303）</p> <p>19:30 スポーツ推進委員会委嘱状交付式（市民センター）</p>	<p>4/22</p> <p>9:00 例規審査会（301）</p> <p>13:30 教育委員協議会（401.402）</p> <p>14:00 定例教育委員会（401.402）</p>			
------	--	--	--	--	--	--

The next outbreak? We're not ready -TED Talk 2015 Bill Gates -  
もし次の疫病大流行（アウトブレイク）が来たら？ 私たちの準備はまだ出ていない

私が子供の頃恐れていたのは「核戦争」。(エボラ熱感染症) いま人命を奪っているのは、ミサイルではなく微生物(ウイルス)だ。私たちの対策が失敗したのではなく、「対策」が存在しなかったのだ。

教育長 前川修哉

1 新入生及び園児、児童、生徒数 (合計3,830人)

小学校314人(総数1,974人) 中学校330人(総数953人)

特別支援学校 小3人、中4人、高6人(総数43人) 小計2,970人

幼稚園(4歳129人、5歳137人) こども園(味間320人、たき87人) 保育所187人 小計860人

2 子供と社会をつなぐ仕事のために

(1) 学校教育現場への問いかけ

◇仲の良い集団

◇規範意識が高い集団

} 指導がしやすいだけではないのか(均一集団の育成)

◆仲間意識、規範意識が誤った方向に進むと、「制裁」「排除」の方向に進む

(2) 現代社会の捉え方(警察署 刑事生活安全課による指摘)

◆自分本位社会…自分さえよければ良い。どう思われようが構わない。

・義務責任を果たさない。モラルやマナーを守らない。

・罰則がなければなにをしても良い。

◆他罰社会…自分は悪くない、人のせい。悪い奴、犯人を捜す。

・自分の安全な場所を探して、相手を攻撃する。

ネット社会が助長している。(負の部分：匿名性、24時間、理不尽な言い訳が通る)

(3) 教育施策(用語)への違和感(私が抱いてきた素朴な疑問)

◇いじめはどこでも起こる ◇いじめは絶対許さない

■どこでも起こることを許さない…果たして、このスタンスでどんな子供が育つのか？

■さらに、いじめの根絶という。それは、人間関係のトラブルを根絶しようということになる。

そんなことが果たしてできるのか。むしろ、私たちはトラブルから学ばないといけない。

3 不登校(引きこもり)問題を考える (子ども家庭教育フォーラム代表 富田富士也氏)

(1) 要因の一つ…「短時間で効率よく物事を進める」合理主義・効率主義の価値観

親も先生も、個人差があるはずの子供の学びに「納期を守る」ことを求めるようになり、柔軟に個々の成長を待てなくなった。

(2) 人間関係が「自然に身につく」時代から、「学ぶ」「創る」時代に変わった。

(3) 便利な世界になるほど対人関係の悩みが増加

・学歴重視の裕福な家庭で、ほめられる勉強を頑張り、トラブルは起こさずにきた「手のかからない」「いい子」ほど、対人関係に悩みやすい。

・いい子でいようとつとめてきたので「無条件で抱きしめてもらえる」「けんかしても仲直りできる」という実感がない。

・周囲との軋轢を避けようとし、「せめぎ合って、折り合って、お互いさま」と感じて人間関係を深めた経験に乏しい。

・内面では、人と折り合わずにきたので自己愛が肥大化し、周囲になじむのがつらくなる。その上、生活が自己完結できる社会になり、強制的に人間関係に慣れる機会も減り、「人とふれあいたいのにならぬ」「対人関係から引いた」状態になり、家にこもるような子が増えた。